会　議　記　録

会　議　名	政策会議
開　催　日	令和８年８月２５日（火）
議　　題	政策会議付議事項について

政策会議付議事項について

● 部局間において調整を要する事項（重要事務事業の計画、方針等）

≪総務部≫

① 庁舎有効活用検討委員会の検討結果に関することについて

概要：８月１２日に開催した市庁舎有効活用検討委員会において協議を行った検討結果について、報告し、承認を求めるもの。

結果：了承

【主な質疑応答等】

・ ３０２会議室の活用についてはどのように考えているか。（監査委員事務局長）
→現在の検討課題には含めていない。（総務部長）

・ 企画展示室を会議室とする場合、展示スペースはどのように確保するのか。（教育長）
→展示ホールやパネルの利用を想定している。（総務部長）

・ 展示場所としてサンアゼリアのホワイエを活用することは可能か。（市長）
→今後、検討を行う。（総務部長）

・ 502 および 503 会議室を執務室に変更した場合、待合室はどのように確保するのか。（子どもあんしん部長）
→通路沿いへの椅子の配置等であれば対応可能である。不足が生じる場合には、別途、検討を行う。（総務部長）

・ １階に配置されている警備員について、執務室が５階へ移転した際には、５階を含めた巡回をお願いしたい。（福祉部長）

・ 移転先の候補となっている文化振興公社に対して、今回の移転に関する打診や協議はすでに進めているのか。また、５階の大会議室を執務室に転用する場合、相当する代替会議室の確保はどのように考えているか。（会計管理者）
→文化振興公社に対する打診や協議については、本会議の承認を得た上で行う。同公社には、以前より狭隘化についての情報は共有しているため、真摯に対応しつつご理解を得て進めていきたい。大会議室の転用に伴い代替会議室の規模は縮小するが、庁内の未利用スペースの有効活用等を図り、対応を工夫していく。（総務部長）

② 普通財産の管理等を移管することについて

概要:市の所有する普通財産のうち特定の事業に供するため貸付等を行っているものについては、和光市財産規則に基づき各所管課にその管理等を移管したい。

結果：継続協議

【主な質疑応答】

- 和光市財産規則第２６条によると、当該課局長との協議が整った際に移管が可能とされているが、本件の付議をもって当該協議が整ったものとみなすのか。（市民環境部長）
  →本会議で承認を得られた後、別途、個別協議を進めていく。（総務部長）
- 今回の移管は、市が保有するすべての普通財産が対象になるということか。（危機管理監）
  →総務課以外が所管している普通財産はすべて対象になる。管理の状況が混在しているため、個別協議を経た上で、所管課管理へと統一を図ることとする。（総務部長）
- 市の全ての普通財産が和光市財産規則第２６条の「普通財産の管理の特例」に該当するという認識でよろしいか。それならば、個別案件ごとに特例として対応するのではなく、まずは全体の管理運営方針を整理すべきではないか。（子どもあんしん部長）
- 子どもあんしん部長の発言に同意する。（福祉部長）
- 「普通財産の管理の特例」という規定そのものを改正する考えはあるのか。（企画部長）
  →ご指摘のとおり、まずは全体の管理運営方針について、精査を行う。規則については、直ちに改正を行うものではないが、今後の課題として検討していかなければならない事項であると認識している。（総務部長）

● 市議会に関する事項（市議会提出議案・全員協議会説明事項等）

≪総務部≫

① 和光市公告式条例を改正することについて

概要：市民の利便性向上と事務効率化を図るため、条例等の公布を市ＨＰでの電子掲示へ移行し、電子署名の導入や公印の省略等を行えるよう全部改正を行うもの。９月にパブコメを実施し、１２月議会へ提出、令和９年６月施行を予定している。

結果：了承

【主な質疑応答】

- 改正に伴い、公告の手段が市のホームページ（電子掲示場）のみになるという認識でよろしいか。また、従来の物理的な掲示場に掲示した場合、今後は公告としての効力は発揮されないということか。（市民環境部長）

→原則、市のホームページ（電子掲示場）に掲載して行うとしており、システム障害等により電子掲示場が利用できない場合には、従来どおり物理的な掲示場を使用して対応することとする。（総務部長）

・ 各所管課との調整は事前に行われているのか。（監査委員事務局長）
→今後、各関係機関との打ち合わせを行い、詳細な調整を進めていく。（総務部長）

以上